

(別紙3)

【提出書類の注意事項】

※各証明書の発行手数料は、保護者様のご負担となります。

申請書(別紙1)・調書(別紙2)について

□記入誤りは、二重線を引いて、訂正。(訂正印は不要)

「住民票」について

- 発行日から3ヶ月以内のもので、マイナンバーの入っていない原本を提出。
- 今現在、生徒本人と別居している方の住民票は提出不要(例：単身赴任中の保護者等。)ただし、それ以外の方の住民票は提出が必要です。また、別居している方がいる場合は、住民票の余白部分に、その旨を記入してください(例：「父親は東京都に単身赴任中」等。)
- 外国籍の場合、外国人登録原票記載事項証明書の提出でも可能です。

「課税(非課税)証明書」について

- 発行日から3ヶ月以内のもので、原本を提出。
- 令和元年度(平成30年分)のものが必要。
- 給与所得の他に収入がない方は、課税証明書の代わりに特別徴収税額決定通知書の写しでも可。
- 共働きで、それぞれに納税義務がある場合、保護者とその配偶者の両方の証明書が必要。
「市町村民税所得割額・県民税所得割額」と「扶養親族の状況(人数)」の2点が記載されたものが必要。
(※市町村によっては、申告しないと記載されない場合があるので注意。)
(例：「所得証明書」・「住民税決定通知書」等)が発行される場合がありますが、必要事項が明記してあれば、そちらでも差し支えありません。

※保護者の一方の課税証明書上に控除対象配偶者有りの記載があり、当該配偶者が非課税(年収が100万円以下)である場合には、当該配偶者の証明書は不用です。この場合には、添付する課税証明書の余白に、「配偶者非課税」と記入してください。

※一人親世帯で一人分の課税(非課税)証明書のみを添付である場合は、課税(非課税)所得証明書の余白に「一人親世帯」と記入してください。

= 問合せ先 =

山村国際高等学校 事務室 父母負担軽減事業補助金担当

電話番号 049-281-0221